

綾部市告示第 35 号

綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱を次のように定める。

平成 31 年 3 月 28 日

綾部市長 山崎 善也

綾部市工作物の設置等のための造成行為に関する指導要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市における太陽光発電施設をはじめとする工作物の設置等のために行う土地の造成において、市及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の秩序ある発展と安全で災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工作物等 土地に定着する工作物のうち、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条に定める建築物以外のものをいう。
- (2) 造成行為 前号に定める工作物等の設置のために土地の区画若しくは形状を変更する行為又は土地利用に当たって雨水流出が別に定める基準以上となる行為をいう。ただし、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 12 項に規定する開発行為を除く。
- (3) 事業者 造成行為を行おうとする者又は造成行為を行う者をいう。
- (4) 工事施行者 事業者から造成行為に関する設計、施工、監理その他工事等を請け負った者又は当該請負工事の下請負をする者をいう。
- (5) 造成区域 造成行為をする土地の区域をいう。
- (6) 造成計画 造成行為の計画をいう。
- (7) 公共施設 都市計画法第 4 条第 14 項に規定する施設をいう。
- (8) 近隣住民 造成区域に隣接する土地若しくは当該土地に存する建築物を所有する者、当該建築物に居住する者又は当該土地若しくは建築物において事業を営む者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、この要綱に基づき事業者に対して必要な助言又は指導を行うものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、安全で災害に強いまちづくりを推進し、造成行為の実施による周辺環境への影響を軽減するため、自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、この要綱の目的を達成するために市が行う施策に協力しなければならない。

(適用範囲)

第5条 この要綱は、本市の区域において行う造成区域の面積が1,000平方メートル以上の造成行為を施行する事業者に対し適用する。ただし、区画又は形状の変更を伴わない造成行為の場合は、適用する造成区域の面積を3,000平方メートル以上とする。

2 造成行為の完了後1年以内に隣接して造成行為が行われる場合は、一体的な造成行為としてこの要綱を適用する。

(適用除外)

第6条 次に掲げる造成行為については、この要綱を適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体等が行うもの
- (2) 造成行為に関して他法令の許可等を受けて行うもの
- (3) 災害復旧及びその対策のために必要な応急措置として行うもの
- (4) 仮設工作物等の設置に伴う造成行為で1年以内に除却又は復旧が見込まれるもの
- (5) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が認めたもの

(近隣住民等への説明)

第7条 事業者は造成計画の周知を図るため、造成計画について、次に掲げる者に対して、説明会の開催その他の方法によって、説明しなければならない。

- (1) 近隣住民
- (2) 造成区域に属する地区の自治会の代表者
- (3) 造成計画に対して利害を有する者で市長が必要と認める者

(造成計画の協議)

第8条 事業者は、造成行為を行う前に、別に定めるところにより市長に造成計画について協議しなければならない。

(覚書の締結)

第9条 市長は、前条の協議が成立したときは、事業者と覚書を締結するものとする。

(工事完了の届出)

第10条 事業者は、造成計画協議書に基づく工事が完了したときは、別に定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(公共施設の整備及び引継ぎ等)

第11条 事業者は、公共施設の整備を施行するときは、当該公共施設(その用に供する土地を含む。以下同じ。)の整備及びその引継ぎに関し、当該公共施設の管理者又は当該公共施設を引継ぎ管理することとなる者と、あらかじめ協議の上、施行しなければならない。

2 前項の整備は、原則事業者の負担において施行しなければならない。

3 事業者は、公共施設の引継ぎが完了するまでの間、事故防止に留意し、適正な維持管理に努めなければならない。この場合において、当該公共施設の整備又は管理に瑕疵があったときは、事業者の責任において補修を行わなければならない。

(土地利用計画)

第12条 事業者は、造成区域周辺に土地を所有し又は取得を計画している場合及び造成区域と併せ一体的な計画が見込まれる土地がある場合は、造成区域のみに着目することなく、これら全体の土地利用計画を明確にし、安全で災害に強いまちづくりのため総合

的な土地利用が図れるよう市長と協議しなければならない。

(環境の保全)

第13条 事業者は、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に努めなければならない。

(災害等の防止)

第14条 事業者及び工事施行者は、造成区域及びその周辺地域における地形、地質、過去の災害の状況等に関する調査を事前に行い、がけ崩れ、土砂の流出、出水、浸水、地盤の沈下その他造成行為に起因する災害を防止するため、別に定める基準により必要な措置を講じなければならない。

2 事業者及び工事施行者は、造成行為の実施に起因する災害が発生し、又は発生しようとしているときは、これを防止し、拡大することのないよう迅速に適切な措置を講じなければならない。

(公害の防止)

第15条 事業者及び工事施行者は、造成行為の施工に当たり生じる騒音及び振動並びに施工後に生じる日照に関する障害、電波障害、通風障害その他周辺地域の生活環境に及ぼす影響の軽減に努め、当該造成行為によりこれらの障害、影響が発生したとき及び造成行為の工事等により公共施設に障害が発生したときは、迅速に適切な措置を講じなければならない。

(文化財の保護)

第16条 事業者は、文化財等の区域及び周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する土地並びにその周辺において造成行為を行う場合は、あらかじめ綾部市教育委員会と協議し、適切な措置を講じなければならない。

(治水対策)

第17条 事業者は、造成区域及びその周辺地域において、雨水排水の流出を抑制するため、別に定める基準により必要な措置を講じなければならない。

(法令遵守)

第18条 事業者は、造成計画をこの要綱及び関係法令に適合するよう計画しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年3月28日から施行し、平成31年7月1日以後に着工する造成行為から適用する。